

【本稿について】

本資料は、2003年に雑誌『Catia』へ寄稿した際の執筆元原稿をPDF化したものです。出版社での編集・調整を経る前の原稿であるため、実際の掲載内容とは一部表記が異なる場合があります。また、内容は執筆当時の情報に基づいています。

ペットを“買う”ということ

はじめに：

今回はペットショップ・ブリーダーなどで販売されている動物のお話について書きますが、決してペットショップから購入し大切に育てている人や、ペットショップ、ブリーダーを非難することを意図しているわけではありません。

ただ、今の日本で、生体を販売すること自体の問題点を認識し、販売に至る経路で多くの動物たちが犠牲になっているかを知り、どうしたら犠牲が少なくなるかを考えていただきたいのです。

ペットショップで売られている動物たち：

ペットショップで売られている動物たちのお母さんは今どこで何をしているのでしょうか？

ケージの中の子は、どこで誰から生まれ、どこから運ばれてきてそこにおかれているのでしょうか。

【生まれる命、捕獲され売られる命】

ペットショップで売られている動物にはさまざまなものがあります。鳥、うさぎ、ハムスター、へび、亀、犬、猫、猿、リスなどです。

そこにいるのは、1. 遠い外国で捕獲された生き物またはその動物から生まれた子孫、
2. ペットショップまたはブリーダーが繁殖させた命
が主だと思います。

日本にいるはずのない野生動物

日本にいるはずのない野生動物が海外で捕獲され、輸入された動物たちがペットショップで売られています。売るのがペットショップで、見せるのが動物園や水族館と考えることもできます。

捕獲された1匹にスポットライトをあてたとき、その行為のむごさが浮かび上がってきます。

捕獲された瞬間、仲間や兄弟、親や子と引き離されたのです。

数年前、海外の野生生物保護団体が作成した鳥の売買の実態についてのビデオを見て、大変なショックをうけました。

場所はその鳥がすむ、日本から遠く離れた国。場所は確か南米だったと思います。現地の人は鳥を捕獲するため、森にたくさん網をしかけます。

網にかかってもがく鳥を手作業ではずし、木箱にどんどん放り投げ、入れていきます。網にかかった時点で羽がおれたり、負傷しているものはその場で捨てられます。木箱の中は暗く、とらえられた鳥でいっぱいです。

鳥は湿度、温度、密度、ストレス、疲労などが原因でその多くが木箱の中、そして輸入される国につくまでの間に死んでいきます。

運良く生き残ったものたちは、やがてペットショップの店頭で売られます。

祖国で大空を飛び回っていた鳥はその自由を全て奪われ、数十cmの広さの鳥かごで残りの一生を拘束され、決してまた大空をはばたくことはないのです。

これは鳥の場合ですが、捕獲して販売する動物はどれも似たようなものではないでしょうか。

野生動物はお金と引き換えにおびただしい数が輸入されています。

財務省貿易統計によれば2002年1年間輸入された動物の数と貿易額（概数）は、靈長類（生きているもの） 5171匹、 約6.4億円（中国、ベトナム、インドネ

シア、フィリピンなどから）、フェレット 27418 匹、21 億円（アメリカ、ニュージーランド、カナダ、他）、プレーリードッグ 11473、7.4 千万円（アメリカ、カナダ、韓国・・・）、かめ目 740831、3 億円（だんとつアメリカと中国で占める。あとは世界中から）、おうむ目 27169、2.1 億円、両生類 11587 匹、1.4 千万円などなどです。

新聞記事によれば、あきらかに危険な人畜感染症の疑いを持つ 8 種類の動物を除き、それ以外のほ乳類は約 118 万匹、鳥類、は虫類、両生類は計 7 億 8150 万匹（2001 年度）が、なんの検査もなしに国内に輸入されている現実があります。

そのあげく、自由を奪われた動物たちが、飼い主の身勝手で捨てられたり、逃げ出したりして、国内固有の生態系へ被害をおよぼすとして、今度は駆除の対象とされ、駆除されます。「移入種」というふうによばれ、最近では邪魔者扱いです。

もともとは人間が捕獲し販売したものなのです。

野生動物の規制については、絶滅の恐れがある動物を保護するためワシントン条約がありますが、それ以外の動物についても、厳しく輸出入が規制されるべきです。

日本で現在、輸入が規制されている動物には、サル・プレーリードッグ・イヌ・ネコ・キツネ・スカンク・アライグマなどがありますが、どれも、伝染病の危険性があきらかになった動物ばかりで、残念ながら動物愛護の観点や、日本の生態系保護の観点からではないのです。

オーストラリアでは固有の動物を守るという観点から大変厳しい規制があります。輸入できる動物（輸入の際に国の許可が不要な動物）は、インド雄牛・国内の牛・らくだ・犬・山羊・モルモット・ろば・ラバ・馬・猫・マウス・羊・ブラウンラット・ブラック・ラット・豚であり、それ以外の動物の輸入は原則的にできません。

医療機関などの研究用、動物園などの展示用といった特例を除き、これら 16 種類以外の動物を輸入することは原則としてできません。日本でもこれらの措置が求められます。

ブリーダー、ペットショップでの繁殖

* 売る側の問題

現在の「平均のブリーダー像、ペットショップ像」を知ることはできていません。

しかし劣悪な状態で飼育している人たちがいることは、事実です。

パピーミル

海外ではパピーミルという単語があります。ひたすら妊娠させられ、生まれ続けられ、使い捨てにされるという場所という意味です。

数年前、劣悪な飼育環境で動物を飼育していたあるブリーダーのことが新聞にのりました。またそのすさまじい犬舎の様子はテレビでも報道され、大きな反響をよびました。

このブリーダーは県の衛生部の立ち入り検査を受けました。そこでは、糞尿にまみれ、糞尿まみれの新聞を食べており、何の犬種かわからないほど、つめや毛がのび、あるものは、皮膚病のため、ほとんどの毛がぬけおち皮膚は炎症していました。またただただ生まれつづけていた雌の犬のおっぱいは、はれあがり、たれさがっていました。またその犬の目は水晶体が破裂していました。

体力が足りず、救いだされたものの死んでしまった犬たちもいましたが、生き残った犬たち 62 匹には里親さんが見つかりました。

このブリーダーにとって犬たちは、愛情をかける対象でもなく、ただ子犬を産む機械、お金を産むマシンだったのでしょう。

売られる子犬、子猫等の健康状態は？

ペットショップとのトラブルもたえない！

ペットショップのオーナーさんからお話を聞いたことがあります。

怪我をしても手当てしない、病気になっても獣医さんにつれていかないペットショップなどもある、とくに単価の安い動物の場合、治療費の方が単価より高くなるようだとかをみるので、しないところもあるとのことでした。

購入したペットがすぐ病気になり、ペットショップとトラブルになったという話を聞いたことがあります、劣悪な飼育環境で飼われていなかつたのか、病気の両親から生まれたということはなかつたのかなどの確認もしたいものです。

そういうことを提示できないようなところは販売を認めるべきではありません。

安易な販売

また最近目立つのが、インターネットでもペットの販売、ペットショップやブリーダーのHP、また、ネットオークションでの販売、さらにはペットふれあいコーナーとかわんにゃんイベントなどといったイベント場での安易な生体販売です。

500円コーナー、1万円コーナー、などと安易に売られています。

これらも同様規制が望まれます。

買う側の問題

また、ペットショップ、ブリーダーの売れ残りの子達がどうなるのか、その実態は定かではありませんが、大変気になるところです。

売るほうも届出さえすれば売れます、買うほうも誰でもかえてしまう日本。

買う人にも規制が必要ではないでしょうか。

例えば、こんなひどい飼いかたをしている人たちがいます。

ある猫は鎖で7年間外に繋がれたまま、1度も鎖から自由になることなく、飼われていました。その猫の里親さん募集時の名前はたぬき君といいます。

下記は、サイト《CAT'S EYES & CAT'S HANDS》より許可を得て、引用しております。

たぬき君（仮名）は平成7年に生まれたヒマラヤンのオスです。

飼い主は素人ブリーダーから安い金額で買ったそうです。

しかしその飼い主は一度もたぬき君を部屋の中に入れず、その後7年間をずっと家の外に繋いだままほったらかし、ご飯のドライフードだけ与えるという飼い方をしてきました。

外には小屋もなく、夏も冬も1.5メートルほどの短い紐に繋がれて、全く動き回れる自由もありませんでした。

その状態で7年間を過ごさせられていきました！

その間に風邪をこじらせ、眼球は炎症を起こして視力を失っています。

名前すら付けて貰えないまま、そして雨露をしのぐ事すらままならないまま、ある意味では野良猫よりも悲惨な7年間を生きてきたたぬき君を何とかより良い環境のもとで暮らさせたいと願って、たぬき君の救出を決意しました。

飼い主には何度も「もっと何とかしてあげて欲しい」と申し入れて来ましたが、しょせんこのような虐待に近い飼い方が平気で出来るような相手には願いは通じず、それどころか、もはや邪魔なだけなので少しでも早く手放したい、お金がかかる事は一切したくないと言うだけでしたので、これ以上の話し合いは無駄だと判断し、保護させて貰う事に決めました。

無事に飼い主から譲渡させて連れ出し、動物病院のご理解を戴き、とりあえず入院させました。

その後、たぬき君は幸太くんと名づけられました。そして保護した方から新しい里親さんへと愛のリレーが続きました。

幸太くんは、右目の眼球を摘出した後、去勢手術も済ませていましたが、「好酸球增多症」という症状となかなか落ちないコクシジウムの為に下痢が続いていましたが、ようやく下痢が安定してきた為、引き続き神戸で治療を続けて戴く事にして、里親さんの家で暖かいお正月を迎えてあげたいと考え、年内のお引き渡しへと漕ぎ付けました。

これはひどい例ですが、似たようなケースは多々あるのです。

犬も同様です。

劣悪飼育の動物たちのための活動をしている HAS(ホームアニマルソサエティ：代表は川村美智子さん) という団体から聞いたお話を。HAS から許可を得て、引用いたします。

それは HAS が、ひどい状態で飼われていた犬を「飼い主から救助した」お話を。

まず、ピレネー犬のレナは、背骨とあばら骨が浮き出ており、体は皮膚病で赤くただれ、しっぽには毛がなかった。爪は何年も切っていなかったようにのびきついていて、おそらくは何年も歩かせていなかったと思われた。

体からは、すごい腐敗臭がしていた。

この犬の飼い主に引き取りの相談のお電話をした HAS に向かって、飼い主は「こんな時間(午後 7 時)に困るんだよね。うちにはうちの都合があるから」と言ったそうである。

それでもなんとかレナを飼い主から保護し、救出しました。

当時、レナは、保護宅でも人間と目を合わせようとしない。それは犬の顔ではなく、アウシュビッツ収容所に収監されている人々の目一ただ「死」を待つだけの目をしていたそうです。

またそこまででなくとも、多分飼い主さんが気が回らないだけで、可哀想な飼われ方をしているわんちゃんたちもいます。

例えば、公園とかでお散歩はいいのですが、紐もすごい力でひっぱっていたり、先日も公園でおじいさんとお孫さんが犬をお散歩させているのですが、犬がどこかへ行きたがっても、すごい力で引っ張り、犬の自由にさせません。

あげくのはて、犬がこわがって嫌がっているのに、お孫さんが犬を池のふちにたたせ、犬は池に落ちてしまいました。その犬を体をかかえて持ち上げるのではなく、首輪をひっぱって持ち上げました。ご家庭で誰かが、「そういうことをすると犬が痛いんだ」ということをほんの少し教えてあげればお子さんは気がつくはずです。

また見かけた人が、ちょっと声をかけてあげて、「そんなことしたらかわいそうだよ。ちょっと考えてみて」と言ってあげることで気がつく子供もいるでしょう。

そこでその機会がなければ、その子供はずっとその後そういう飼い方をし続けるかもしれません。もし、そういう場面にあったらぜひ、相手を気遣いながらも、少し声をかけてあげてみてください。

もしご近所にひどい状態で飼われている犬や猫などの動物をみかけたら、飼い主さんとお話できる方はお話してみてください。

できない場合は、行政（県庁など）へ連絡し、報告して、行政から指導をしてもらってきてください。またはあまりにもひどい場合は、個人や団体から動物愛護法違反で告発することも可能かもしれません。

理想はそのような手段にたよらず、地域全体がそういう飼いかたをなんとなく監視しているようになれば、自ずと、ひどい飼いかたをする飼い主は居場所がなくなってくるであろうということです。

求められる法律での規制

このようなひどい飼いかたをするような方へ売るなどを未然に防ぐため、そして再発を防ぐため、購入の際、書面での質問表の提出（飼った経験があるか、家の広さ、家族は全員動物を飼うことを受け入れているか、終生飼育を約束できるか）などを義務付けたり、一度、このような飼育をした業者、個人はもう動物を飼育できないように罰則を設けるなどの法的な規制が必要が望まれます。

平成12年12月より「動物の愛護および管理に関する法律」が改正され、はじめて「動物取扱業の規制（第8条 - 第14条）」により、動物を取り扱う仕事につく者（ただし、畜産関係、動物実験関係は除外されました）は【届出】が必要となりました。

ただ、届出さえすれば、誰でもなれることにかわりはありません。

より一層厳しい規制、売る側には【許可制】、買う側には審査および一度虐待・遺棄したら買うことを許可しないなどが必要であり、法律の改正が望まれます。

売れ残った動物の末路 捨てられ、殺される命 その数年間 50万匹

現在の保健所ではほとんどが殺処分 一 真のシェルターへ

飼い主が捨てたり、行政により捕獲されたりするなどして、だいたい年間犬猫合計で50万頭ぐらいが殺されています。土日祝日休日を除けば1日、日本で2000匹ぐらいが殺されている計算になります。

飼い主が自ら保健所に持ち込んだ場合、誰かの通報により行政による捕獲と違い、飼い主を探す必要がないので、即日や翌日のように、生きる猶予をあまり与えられずに殺される場合が多いのです。

＜殺処分・動物実験へ＞

そして里親さんが見つかるのは1割にも満たず、ほとんどが殺処分、もしくは動物実験に使われたりしています。動物実験にいくのがどのぐらいかわかりませんが、仮に1%としても、50万頭の1%は5000匹の動物が実験に使われることになるのです。

センターが動物実験をしている大学や研究所へその動物を無料か有料かはわかりませんが渡すのです。

勿論動物実験された動物は、実験された後は通常は殺され解剖されます。

生き地獄を味わうだけ苦しみが大きいとさえいえるかもしれません。

安楽死ではない！

動物をどうせ殺すのだからとひどい扱いのところもあります。

麻袋に殺す日までずっと入れっぱなしなのです。

真っ暗な中で彼らの精神状態はどんなものなのでしょう。

犬や猫が殺されるのを待つ場所で、恐怖を感じ取って死を迎えます。

炭酸ガスで殺され、苦しみながら死んでいきます。

その様子を元・保健所職員がHP「天国の犬たちへ」で公開しています。

誰のせい？

そして忘れてならないのは、保健所の人たち（行政）は、捨てる人たちの尻拭いをし

ているにすぎないので。悪いのは捨てる人たち、そして現在の生体販売の仕組みなのです。

何が必要？何が出来る？

動物愛護センターという名前とはその実態がはなれている現状から、真の「動物愛護」センターへの変換がとげられるためには何が必要なのでしょうか。

最期に望むのはペットショップでは動物の生体販売ではなく、ペットグッズ、ペットの薬（人間でいう医薬部外品など）、ペットフードなどを売るということです。

売る側への規

届出さえすれば誰でも取り扱い業者になれちゃうっていうのも問題が多いと思います。それらが命を扱う商売として、ブリーダー、ペットショップへの行政の抜き打ち検査や、売れ残りはどうしているかなどの行政への報告義務をつける、管轄行政の業界の調査と公開などが進むよう、行政へ意見を出してください。

また届出制よりも少しだけ厳しい規制—許可制などの導入、そして段階をふんで、ペットショップ、インターネットのオンラインショップ、オークションなどでは生体を販売せず、ペットグッズだけ販売するなどへ法律の転換が求められます。

ペット取り扱い業者およびペットショップから購入する人にはペット税などを導入し、税金を徴収し、その税金を保健所施設の改善、里親探しのための費用、啓蒙費用などに当てるなども一案ではないでしょうか。。

買う人への規制

先ほどのような命を思いやれないような人が買えないようなシステム、極端な話、動物を虐待したりおもちゃにするために購入する人もいるかもしれません。

買う際には、買う人のデータを書面で販売者へ出し、それを行政がすいあげて、抜き打ち審査もしくは、動物愛護推進委員制度を導入し、推進委員へ飼い主への指導ができるシステムの導入も求められます。

餌を与えない、水を与えない、散歩をしない、首をひっぱったりして散歩する、炎天下や寒空の中、犬小屋もなく、放置しているなどの飼い方をしていう人へは勧告、そして指導、それでもなおならない場合は、行政が保護、そして動物愛護団体と連携し、里親を探す、その人はもう動物を買うことができないなどの罰則などのシステムの構築が必要があるのでないでしょうか。

現状を認識させる

捨てる人へは罰金と殺処分センターで実際に殺すところを見てもらい、2度と動物を飼えないようにする。そして、何万円という単位のお金で有料で引き取ることにする。そこへいけば、誰かが処分してくれるんだという考えをなくしていかなくてはいけません。

インターネットの活用

東京都などはインターネットを使って、どういう動物が現在収容されているかを公開し、里親さん募集、もしくは飼い主への変換を少しでも効率的に行うことを行っています。ぜひ1匹でも殺される命を救うため、インターネットの活用を全国規模でしてほしいです。

ペットショップやブリーダーさんから動物を購入し大切に育てることそのこと自体を非難しているわけではありません。

ただ、販売に至る過程で、親は生まれつけられている、子犬は、顔がかわいくない、生まれた時に障害がある、売れ残るなどの際殺されることもある、ということがあるということです。

買うということは、そういうことに一役買うという認識を持っていただきたいのです。

出来る限り、今日、明日殺される中から1匹を助けてあげてほしいと願います。保健所ではHPで収容動物情報を出しているところもありますので、それらも利用できると思います。